

菓子製造施設に係る 議案撤回を承認

第1回臨時会 1月24日
第2回臨時会 2月18日
第1回定例会 3月6～15日
第3回臨時会 3月25日



旧一の橋小学校

3月6日から開催された第1回定例会で提案され、継続審査となっていた議案第3号「財産の減額貸付けについて」が、同月25日に開催された、第3回臨時会において議案撤回を承認した。

この議案は、菓子施設整備事業を実施するため、一の橋の郷土資料展示保存施設（旧一の橋小学校）を改修し、減額貸付けするものであったが、昨年7月に本町と連携協定を締結した、株式会社ベルシステム24ホールディングスと一般社団法人ラ・バルカグループから3月22日付けで、本事業に対しての決定が大幅に遅れている等の理由により、計画が困難になったとの通知を受けて、町長から議案撤回の提案があった。

菓子製造施設に係る経緯

菓子製造施設整備事業は、SDGsの推進などを目的に締結された連携協定に基づき進めていたものであり、当初は、町とベルシステム、ラ・バルカの3者による出資のもとで新法人により、平成30年第3回定例会において、下川町企業立地促進条例の一部を改正し、企業立地に該当するものとして事業を進めてきた。しかし、その後、連携企業の社内事情等により、共同出

菓子製造施設整備事業

「下川町における持続可能な開発目標を達成するための町外事業者との連携協定に基づき整備する工場」として、下川町郷土資料展示保存施設（旧一の橋小学校）の一部を菓子製造工場へ改修し、障害者等の多様な人材を雇用した菓子製造事業に取り組むもので、設立する現地法人に貸し付けを行い、委託契約に基づき菓子製造を行うもの。

資による事業運営が困難となったため、新たに一の橋地区の既存の団体により現地法人を立ち上げ、効率的で効果的な運営を進めることとして、昨年12月4日の平成30年第4回臨時会において、新しい形態の企業立地であるという考えのもと、「企業に対する施設等の貸付けについて」提案された。

継続審査となり、昨年12月28日の平成30年第4回定例会の総務産業常任委員長中間報告では、「新たな産業の創出による集落の活性化」「障がい者雇用の促進」など大変有意義で推進すべきものとの意見の一方、現地法人の最適な運営形態の構築を図るべきなどの意見があり、1月24日の平成31年第1回臨時会で、条例に基づく企業立地にあたらないと町長が判断し議案を撤回。その後、菓子製造施設整備事業に係る補正予算が追加提案された。

2月18日の平成31年第2回